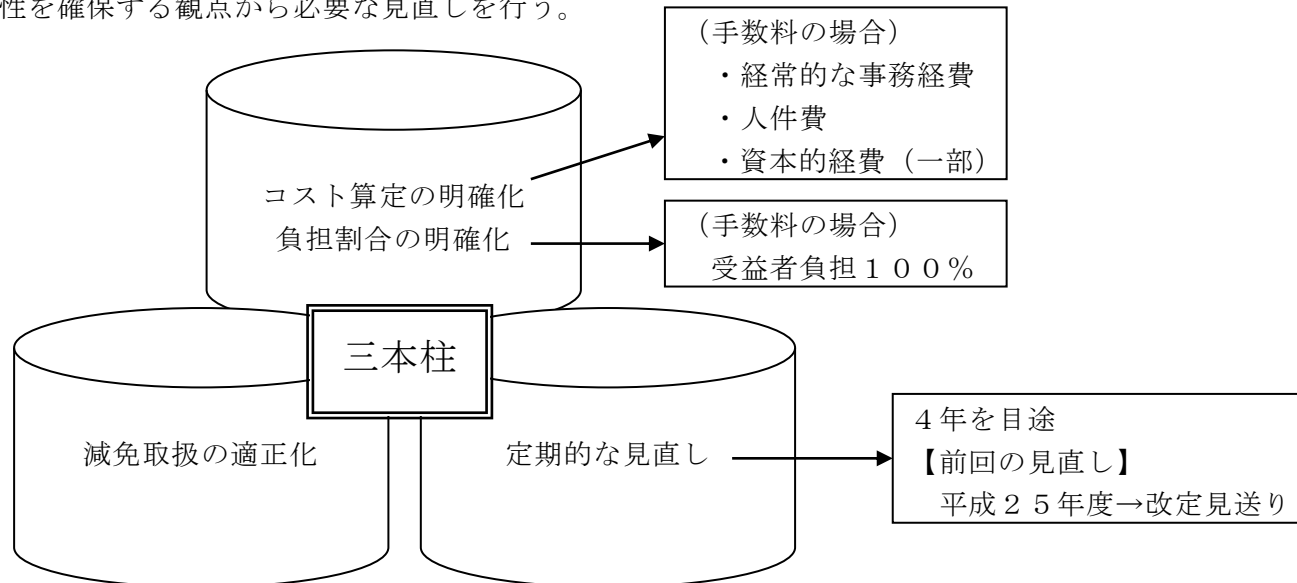


手数料の見直しについて

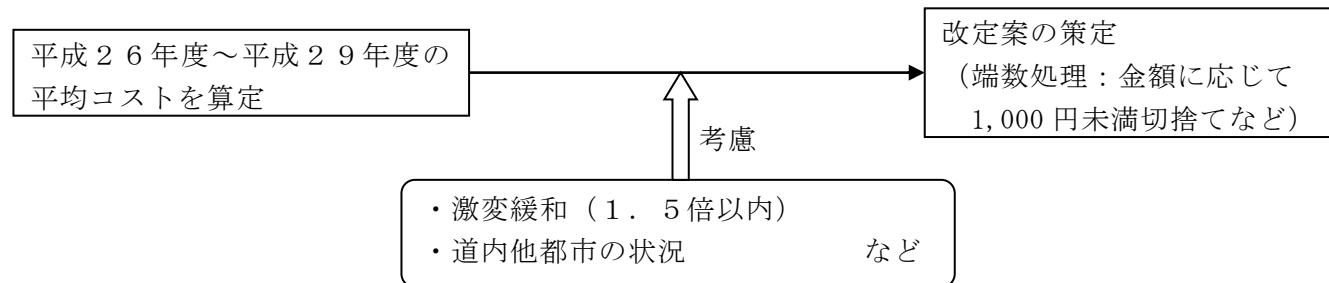
1 「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に基づく手数料の見直し作業について

(1) 取組指針（改訂版）の基本となる考え方

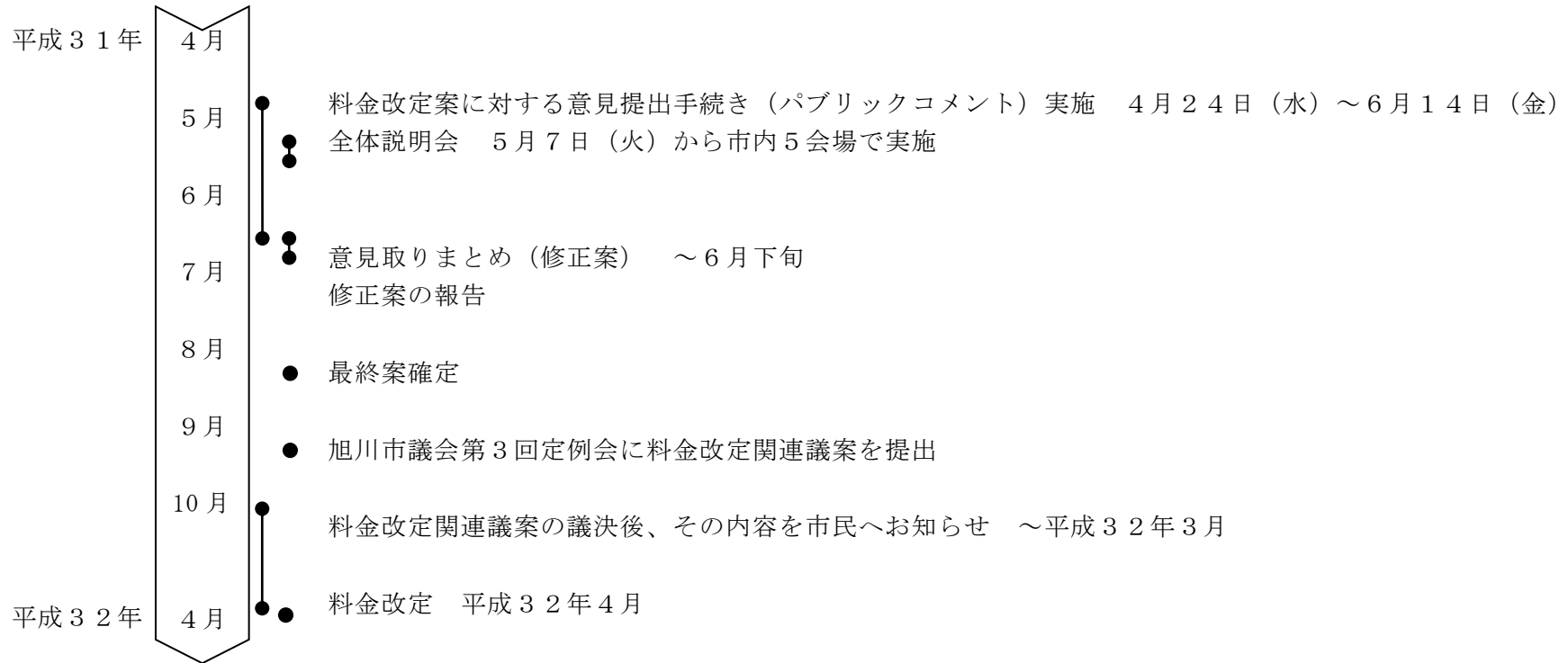
受益者負担の原則に基づき、受益者に対しその受益に応じた一定の負担を求めることにより、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保する観点から必要な見直しを行う。



(2) 改定案の考え方



(3) スケジュールの考え方



2 環境部所管手数料一覧

動物関係手数料	
・登録票（飼養登録）交付等手数料	
汚染土壌処理業者許可等関係手数料	
・汚染土壌処理業許可申請手数料	・汚染土壌処理業許可更新申請手数料
・汚染土壌処理業変更許可申請手数料	・汚染土壌処理業譲渡等承認申請手数料
・汚染土壌処理業合併等承認申請手数料	・汚染土壌処理業相続承認申請手数料
使用済自動車再資源化業者登録等関係手数料	
・引取業者登録等申請手数料	・フロン類回収業者登録等申請手数料

し尿・ごみ処理関係手数料

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・し尿処理手数料・ごみ処理手数料（家庭廃棄物）<ul style="list-style-type: none">ア 燃やせるごみ・燃やせないごみ<ul style="list-style-type: none">（ア）指定ごみ袋（５リットル～４０リットル）イ 粗大ごみ<ul style="list-style-type: none">（ア）軽量なものウ 特定家庭用機器の粗大ごみ・ごみ埋立処分手数料（１０キログラムまでごと） | <ul style="list-style-type: none">・し尿処理手数料（工事用仮設トイレ（加算））<ul style="list-style-type: none">（イ）指定ごみ袋によることが適当でないもの（イ）その他・ごみ焼却処分手数料（１０キログラムまでごと） |
|--|--|

廃棄物処理業者許可等関係手数料

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料・一般廃棄物処分業許可申請手数料・一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料・一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料<ul style="list-style-type: none">ア 法８－４規定施設（注１）・一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料<ul style="list-style-type: none">ア 法８－４規定施設（注１）・一般廃棄物処理施設定期検査手数料・一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新申請手数料・一般廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料・産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請手数料・産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料 | <ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料・一般廃棄物処分業許可更新申請手数料・一般廃棄物処分業変更許可申請手数料イ その他の施設イ その他の施設・一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請手数料・一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料・産業廃棄物処理施設定期検査手数料・産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新申請手数料・産業廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料 |
|--|--|

浄化槽保守点検業者登録等関係手数料

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・浄化槽保守点検業登録申請手数料・浄化槽清掃業許可申請手数料 | <ul style="list-style-type: none">・浄化槽保守点検業更新登録申請手数料 |
|---|--|

（注１）「法８－４規定施設」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第８条第４項に規定される施設を指します。

3 見直しを行う手数料について（10件）

（1）汚染土壌処理業者許可等関係手数料

番号	名称等	現行料金	改定案（増減）	増減率等
1	汚染土壌処理業許可申請手数料	206,000 円	208,000 円(+ 2,000 円)	1.01 倍
2	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	192,000 円	195,000 円(+ 3,000 円)	1.02 倍
3	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	188,000 円	191,000 円(+ 3,000 円)	1.02 倍
4	汚染土壌処理業譲渡等承認申請手数料	103,000 円	104,000 円(+ 1,000 円)	1.01 倍
5	汚染土壌処理業合併等承認申請手数料	103,000 円	104,000 円(+ 1,000 円)	1.01 倍
6	汚染土壌処理業相続承認申請手数料	103,000 円	104,000 円(+ 1,000 円)	1.01 倍

（2）し尿・ごみ処理関係手数料

番号	名称等	現行料金	改定案（増減）	増減率等
7				
7				
8	し尿処理手数料 工事用仮設トイレ（加算）	1 件当たり 1,000 円	50リットル当たり ^(注2) 150 円(-850~+500 円 ^(注3)) ただし、550リットル以上は 1 件当たり 1,500 円(+ 500 円)	1.50 倍（コストを算定した結果は 772 円であったので激変緩和措置を適用） 50リットル～500リットル 0.15 倍～1.50 倍 ^(注3) 550リットル以上 1.50 倍
9	ごみ埋立処分手数料（10キログラムまでごと）	104 円	156 円(+ 52 円)	1.50 倍（コストを算定した結果は 225 円であったので激変緩和措置を適用）
10	ごみ焼却処分手数料（10キログラムまでごと）	75 円	83 円(+ 8 円)	1.11 倍

（注2）し尿の総量が50リットルに満たない場合は50リットルとし、総量が50リットルを超える場合で50リットルに満たない端数がある場合はその端数は切捨てます。

（注3）料金は、総量が50リットルとなる場合に最少の150円（0.15倍）、総量が500リットルとなる場合に最大の1,500円（150円×500リットル÷50リットル）（1.50倍）となります。

手数料見直し案に対する意見聴取結果と対応について

1 環境部所管手数料の見直し案（第1回審議会で提示したもの）

(1) 料金

番号	名称等	現行料金	新料金（増減）	増減率等	
1	汚染土壌処理業許可申請手数料	206,000 円	208,000 円(+ 2,000 円)	1.01 倍	
2	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	192,000 円	195,000 円(+ 3,000 円)	1.02 倍	
3	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	188,000 円	191,000 円(+ 3,000 円)	1.02 倍	
4	汚染土壌処理業譲渡等承認申請手数料	103,000 円	104,000 円(+ 1,000 円)	1.01 倍	
5	汚染土壌処理業合併等承認申請手数料	103,000 円	104,000 円(+ 1,000 円)	1.01 倍	
6	汚染土壌処理業相続承認申請手数料	103,000 円	104,000 円(+ 1,000 円)	1.01 倍	
7		50リットル当たり ^(注1)	300 円	450 円(+ 150 円)	1.50 倍（コストを算定した結果は 772 円であったので激変緩和措置を適用）
8	し尿処理手数料	工事用仮設トイレ（加算）	1 件当たり 1,000 円	50リットル当たり ^(注1) 150 円(-850~+500 円 ^(注2)) ただし、550リットル以上は 1 件当たり 1,500 円(+ 500 円)	50リットル~500リットル 0.15 倍~1.50 倍 ^(注2) 550リットル以上 1.50 倍
9	ごみ埋立処分手数料（10キログラムまでごと）	104 円	156 円(+ 52 円)	1.50 倍（コストを算定した結果は 225 円であったので激変緩和措置を適用）	
10	ごみ焼却処分手数料（10キログラムまでごと）	75 円	83 円(+ 8 円)	1.11 倍	

(注1) し尿の総量が50リットルに満たない場合は50リットルとし、総量が50リットルを超える場合で50リットルに満たない端数がある場合はその端数は切捨てます。

(注2) 料金は、総量が50リットルとなる場合に最少の150円(0.15倍)、総量が500リットルとなる場合に最大の1,500円(150円×500リットル÷50リットル)(1.50倍)となります。

(2) 適用時期 令和2年4月

2 審議会、パブリックコメント等市民意見聴取実施状況

番号	開催日時	意見聴取の方法
1	平成31年4月18日(木)	関係事業者への説明
2	平成31年4月23日(火)	廃棄物減量等推進審議会
3	平成31年4月24日(水)	許可業者との意見交換会議
4	平成31年4月24日(水)～6月14日(金)	パブリックコメント
5	令和元年5月7日(火)	全体説明会
6	令和元年5月8日(水)	全体説明会
7	令和元年5月9日(木)	全体説明会
8	令和元年5月11日(土)	全体説明会
9	令和元年5月13日(月)	環境審議会
10	令和元年5月17日(金)	全体説明会

3 環境部所管手数料に関する意見(1件)

番号	ご意見	旭川市の考え方
1	<p>料金改定があると、改定前の駆け込みによるし尿収集の申込みが殺到することが予想されるため、し尿受入施設の受入時間延長や土日祝日の臨時受入実施などの対応が必要になるものと思われる。</p> <p>また、4月改定の場合は、改定前の2～3月に申込みが集中することになるが、旭川市は積雪寒冷地であるが故に当該期間中における収集の集中対応は、積雪、屋根雪の落雪、収集口凍結という厳しい気象条件の中、便槽収集口付近の除雪や凍結解消は困難を極める。</p> <p>通常、汲取り世帯では、冬期間の収集が困難であることを認識しており、1～3月には収集の申込みを控え、雪解け後の4～6月になってからの収集申込みが多くなるというのが実態であり、1年で最も繁忙な時期に該当する。</p> <p>従って、適用時期は7月1日以降の収集申込み受付分からとすることが適当と考える。</p>	<p>旭川市の考え方</p> <p>適用日は原則当初案のとおり令和2年4月1日としますが、ご意見を踏まえ、3月31日までに収集申込みがあったものについては、収集が適用日以降となった場合でも、改定前の料金を適用することとし、積雪寒冷時期における市民の皆様への負担を低減させるよう配慮します。</p> <p>なお、工事用仮設トイレにつきましては、当初案のとおり令和2年4月1日から適用します。</p>

4 手数料改定の修正案

手数料の改定は、最初に示した案のとおり行うこととするが、市民意見を踏まえ、適用時期について一定の配慮をする。(下表のとおり)

番号	名称等		現行料金	新料金 (増減)	適用
1	汚染土壌処理業許可申請手数料		206,000 円	208,000 円 (+ 2,000 円)	令和2年4月1日の受理分から
2	汚染土壌処理業許可更新申請手数料		192,000 円	195,000 円 (+ 3,000 円)	
3	汚染土壌処理業変更許可申請手数料		188,000 円	191,000 円 (+ 3,000 円)	
4	汚染土壌処理業譲渡等承認申請手数料		103,000 円	104,000 円 (+ 1,000 円)	
5	汚染土壌処理業合併等承認申請手数料		103,000 円	104,000 円 (+ 1,000 円)	
6	汚染土壌処理業相続承認申請手数料		103,000 円	104,000 円 (+ 1,000 円)	
7		50リットル当たり (注1)	300 円	450 円 (+ 150 円)	令和2年4月1日の申込分から ※3月31日までに申込んだものは旧料金適用(工事中仮設トイレを除く)
8	し尿処理手数料	工事中仮設トイレ (加算)	1 件当たり 1,000 円	50リットル当たり (注1) 150 円 (-850~+500 円 (注2)) ただし、550リットル以上は 1 件当たり 1,500 円 (+ 500 円)	令和2年4月1日の収集分から
9	ごみ埋立処分手数料 (10キログラムまでごと)		104 円	156 円 (+ 52 円)	令和2年4月1日の搬入分から
10	ごみ焼却処分手数料 (10キログラムまでごと)		75 円	83 円 (+ 8 円)	令和2年4月1日の搬入分から

(注1) ~ (注2) は、1 ページに記載したものと同一

太字：市民意見を踏まえ、配慮する部分